

地域医療構想を推進する支援策

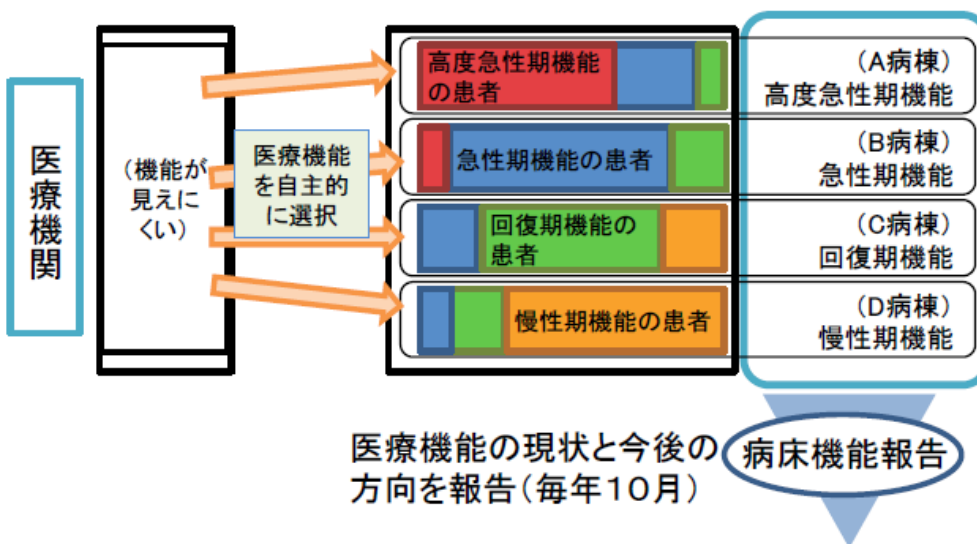
INDEX

○ 地域医療構想について	1
○ 地域医療構想調整会議	2
○ 県の実組	4
○ 具体的な支援策	9
○ 税制上の優遇措置等	14



地域医療構想について

- 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、「**地域医療構想**」として策定。
その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「**病床機能報告**」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「**地域医療構想調整会議**」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。



（「地域医療構想」の内容）

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域（二次医療圏が基本）単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例）

- 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



- 機能分化・連携については、「**地域医療構想調整会議**」で議論・調整。

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

● 主な役割

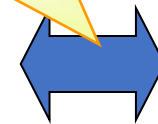
地域医療構想調整会議 (構想区域ごとに設置)

・国立・公的病院代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町、介護関係者、保健所、学識経験者等

構想の実現にあたっての課題をチェック



長崎県地域医療構想



病床機能報告

1. 地域の医療提供体制と将来の目指すべき姿についての認識共有

↑病床機能報告や、構想に定める需要や必要病床数の状況

2. 地域医療構想等を進めていく上での課題

3. 具体的な病床の機能の分化及び連携のあり方について

4. 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の検討

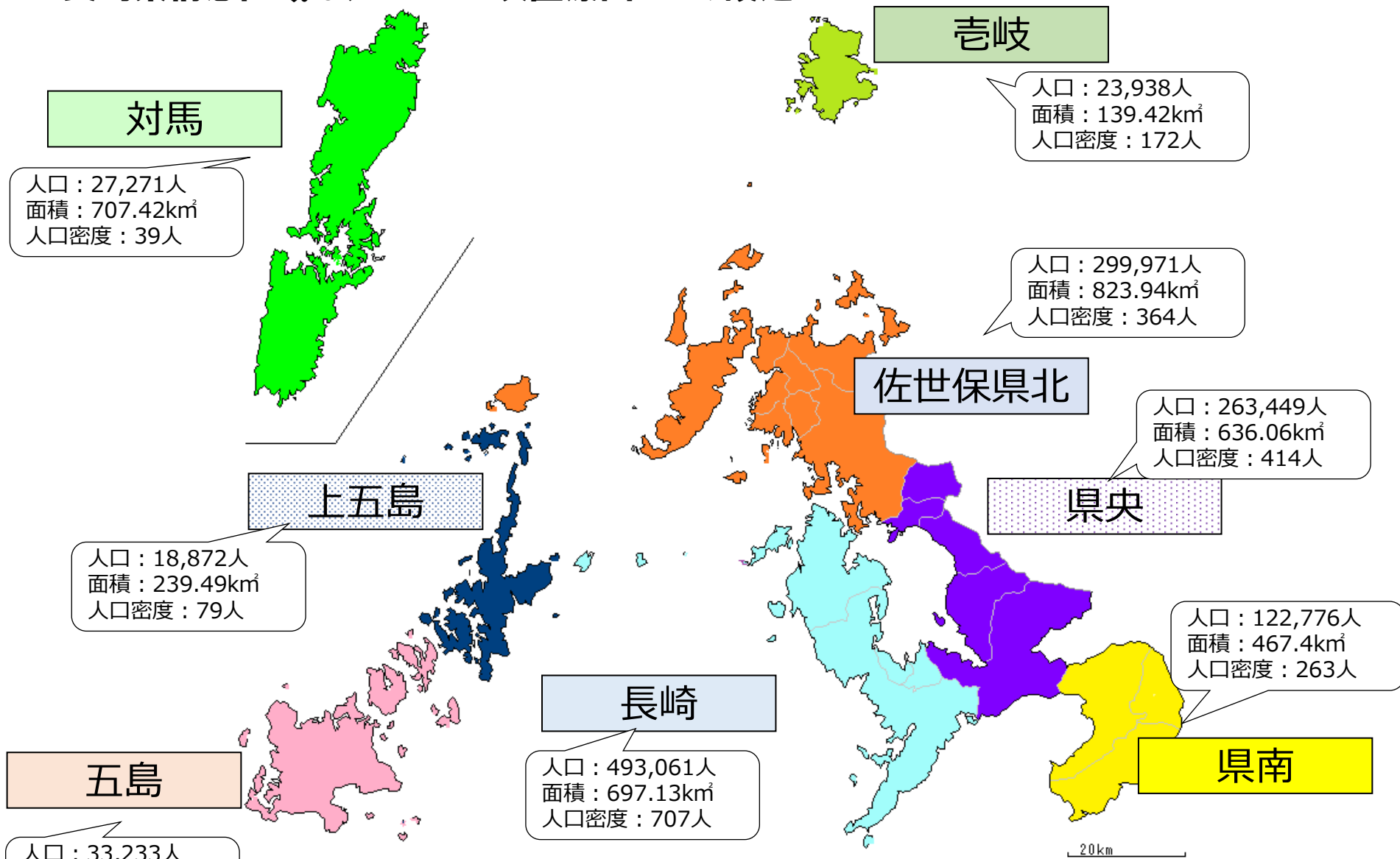
↑県・市・町によるサポート

5. 開設・増床等許可申請、過剰な病床の機能区分への転換についての協議(医療法第30条の15)

県

利害関係者の調整や、事業の検討支援等

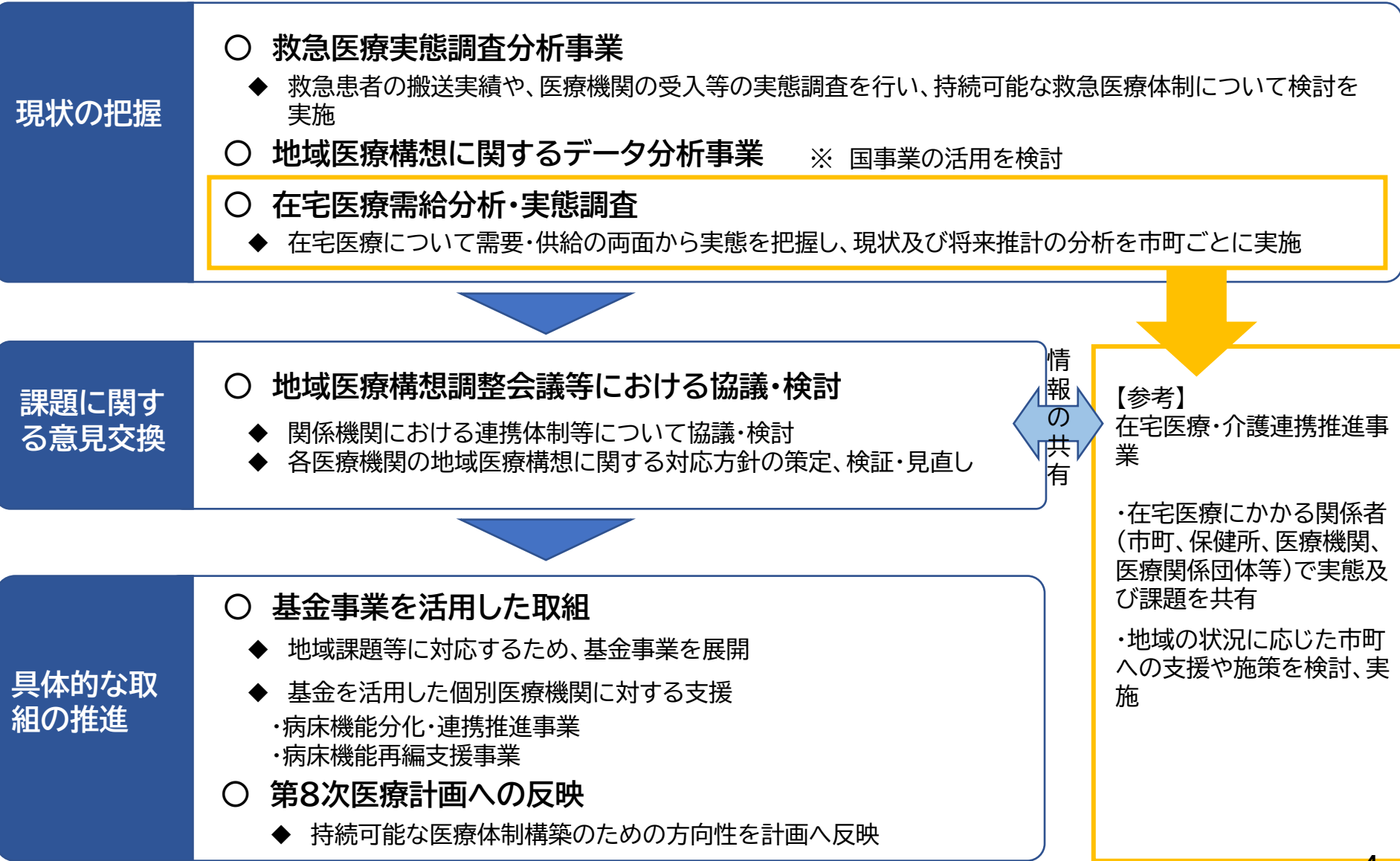
長崎県構想区域は、8つの二次医療圏により設定



※令和4年10月の推計人口による

◆ 地域医療構想における令和5年度の取組（方向性）

令和5年度の取組



1 具体的対応方針の策定・検証

- ✓ 公立公的医療機関、民間医療機関における「2025年に向けた具体的対応方針」の協議を行い、それぞれの構想区域で令和5年度中の合意を目指す

具体的対応方針

- ①2025年を見据えた医療機関の役割・機能
- ②2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

※将来の病床の必要量との差異について、要因の分析・評価
※構想区域全体の2025年の医療提供体制の検討

2 地域医療介護総合確保基金事業の協議

- ✓ 医療機関が策定した具体的対応方針に基づく基金事業の活用について協議

協議対象事業

- ①長崎県病床機能分化・連携推進事業
- ②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

3 外来病床機能報告に関する協議

- ✓ 紹介受診重点医療機関に関する協議・確認

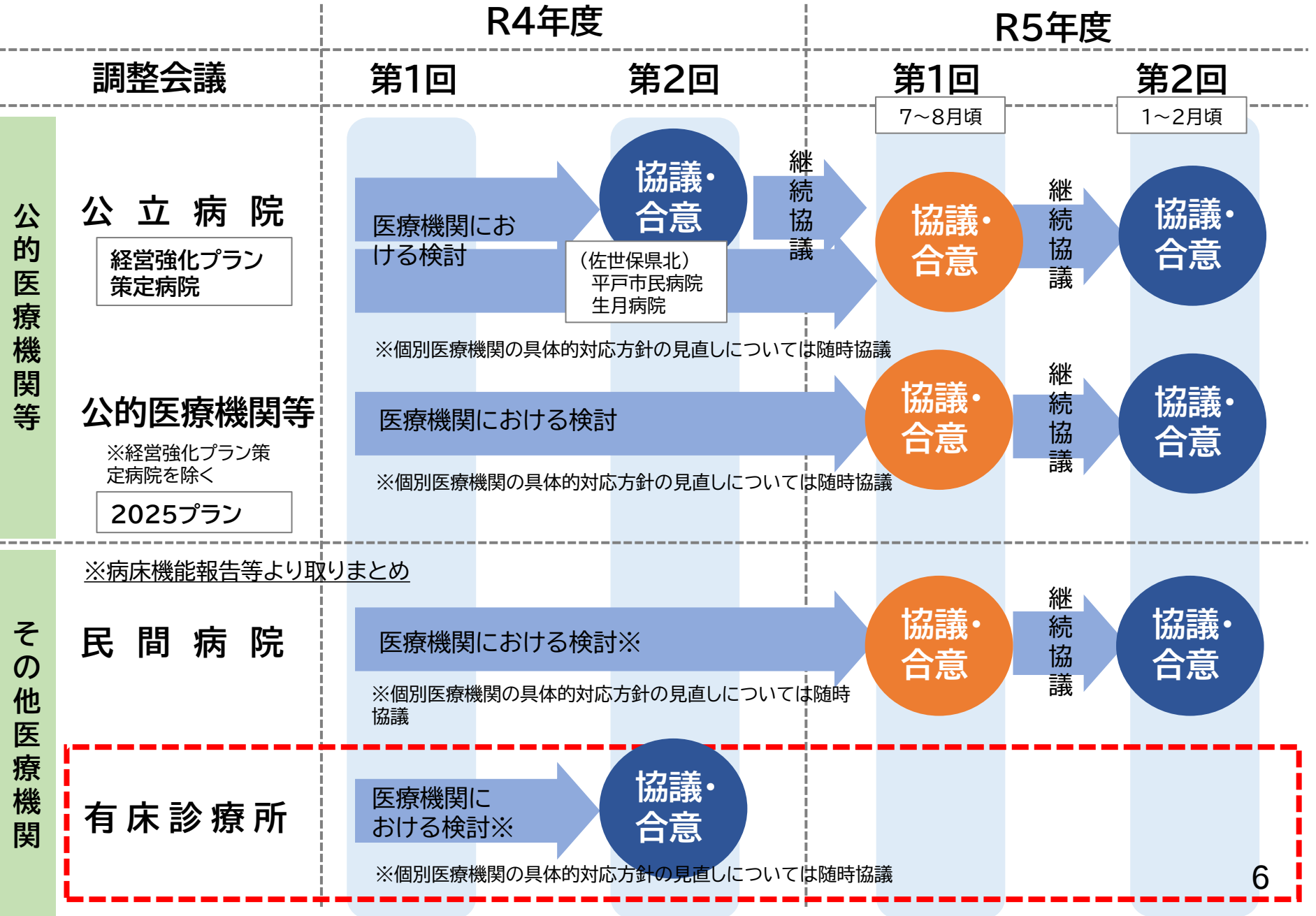
協議対象医療機関

- ①重点外来の基準を「満たす」かつ 紹介受診重点医療機関の機能を担う「意向なし」
- ②重点外来の基準を「満たさない」かつ 紹介受診重点医療機関の機能を担う「意向あり」

※紹介受診重点医療機関の公表(7月頃)

- ✓ 上記に加え、次期医療計画(医師確保計画・外来医療計画含む)に関する協議を実施予定

◆ 具体的対応方針に関する進め方について



協議における基本的方針について

基本的方針

- 各医療機関が策定した具体的対応方針等について、それぞれの構想区域で協議を行い、令和5年度中の合意を目指す
- 2025年に向けた対応方針の協議においては、各医療機関の意向を尊重し合意形成を図ることとするが、引き続き2040年を見据えた質が高く効率的で持続可能な医療提供に向けた機能分化・連携の議論を継続する

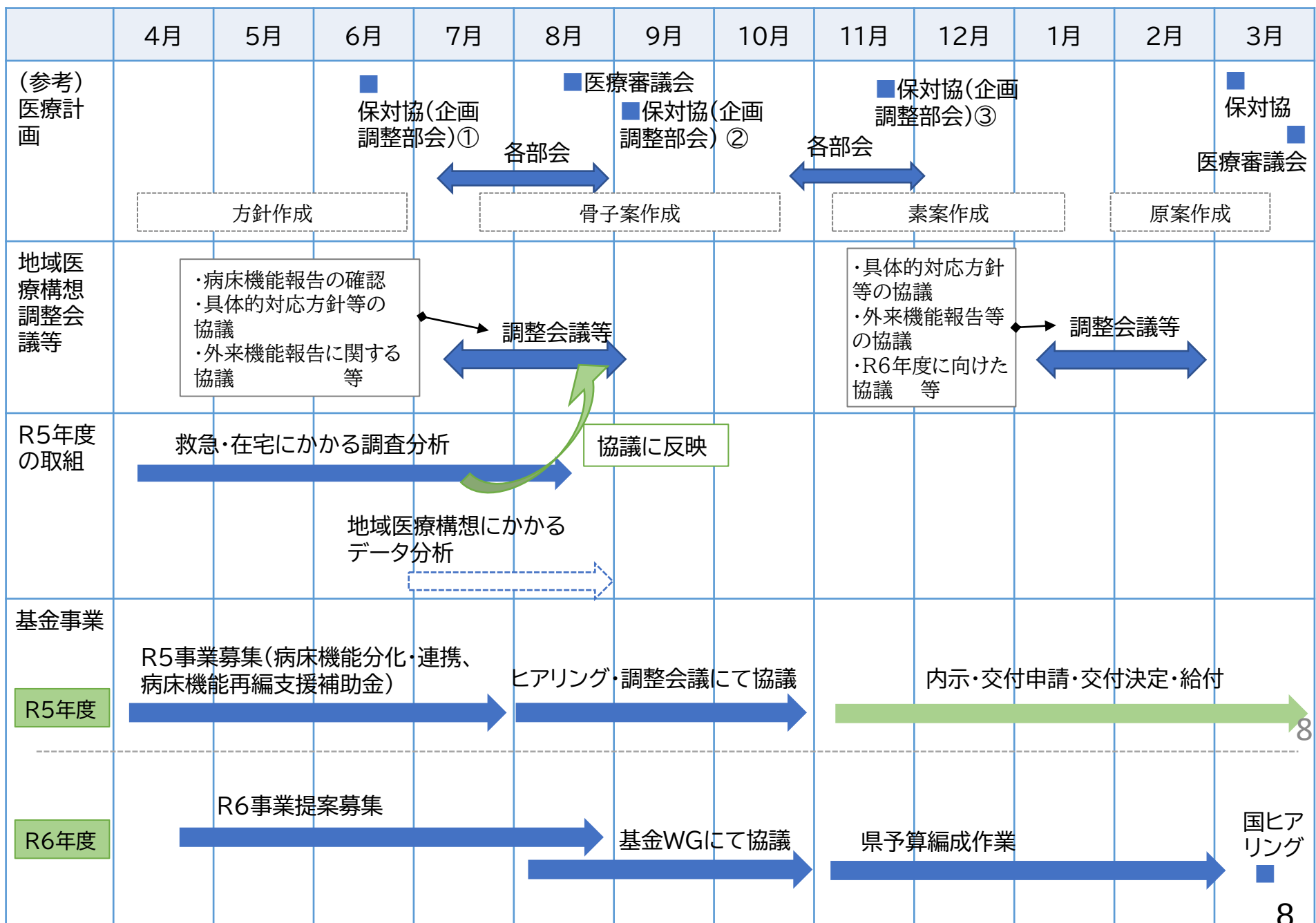
1. 基本情報										2. 現状の役割、機能等																	3) 令和3年度病床機能報告の内容									
構想区域名	病院・診療所	許可病床数						機能		診療報酬届出			) 第7次医療計画における役割														(令和3年7月1日時点の機能別の病床数)							令和3年の診療実績等		
		一般・療養計	一般	療養	その他計	精神	結核	感染症	特定機能病院	地域医療支援病院	総合入院体制加算	在宅療養支援病院	在宅療養後方支援病院	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	医師数(常勤+非常勤(常勤換算))	救急車受入件数	分娩件数		

病院アンケートより転記

病床機能報告より転記

3. 具体的対応方針																											2) 議論の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1) 具体的対応方針																											備考	調整会議での議論の状況	合意を得た調整会議の開催日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
プラン等の策定状況				具体的対応方針（アンケートより転記）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
経営強化プラン	公的等2025プラン	その他の医療機関	策定状況	担うべき役割										令和4年7月1日の病床数				2025年の病床数の方針						基金の活用予定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	離島・へき地	救急	小児	周産期	災害	研修医の受入	医師の派遣機能	在宅医療	4機能の合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等	介護保険施設等へ移行	4機能の合計		高度急性期	急性期				回復期	慢性期	休棟・廃止等	介護保険施設等へ移行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

令和5年度の取組（スケジュール）



【令和5年度募集】病床機能分化・連携推進事業

地域医療構想調整会議における合意に沿った取組を着実に推進するため、事業対象の追加及び補助額の見直しを行う

補助対象	対象となる経費	補助率
(1)不足する病床への転換に要する経費	①施設整備費整備する回復期病床1床あたり（30床上限） 新築・増築 9,000千円（360千円×25㎡） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円	1 / 2
(2)過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費	①施設整備費削減する急性期・慢性期病床1床あたり（30床上限） 増築 9,000千円（360千円×25㎡） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円	1 / 2
(3)再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費	再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等 医療機関あたり 2,000千円上限	定額
(4)病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失	自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ○対象となる建物及び医療機器：平成28年11月11日（本県の地域医療構想策定日）までに取得（契約）したもの ○対象となる勘定科目 ・固定資産除却損:固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用 ・固定資産廃棄損:固定資産を廃棄した場合の撤去費用 ・固定資産売却損:固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額	定額
(5)早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ○対象となる職員：地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員 ○上限額 6,000千円／人	定額

病床機能再編支援事業

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

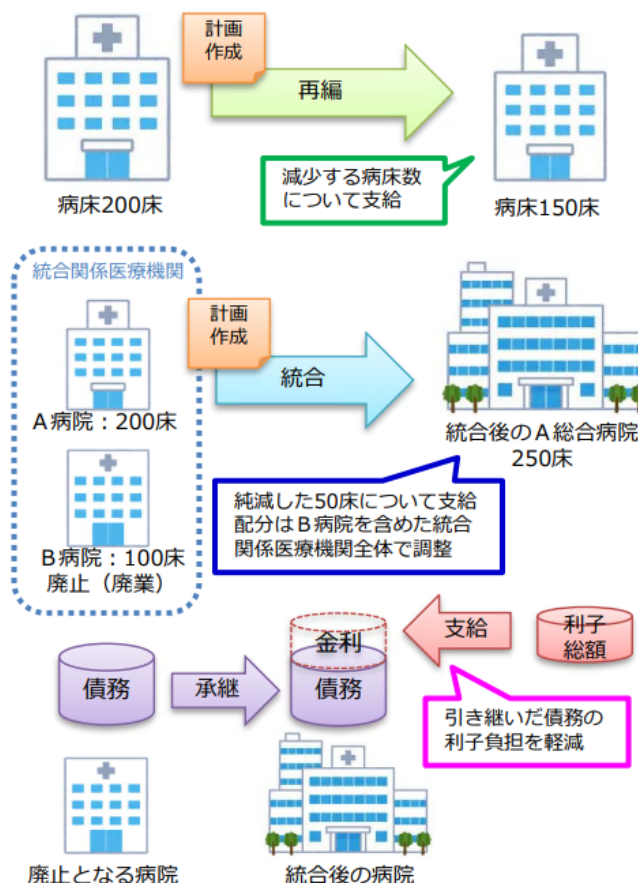
※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分…高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

1. 単独支援給付金支給事業

医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

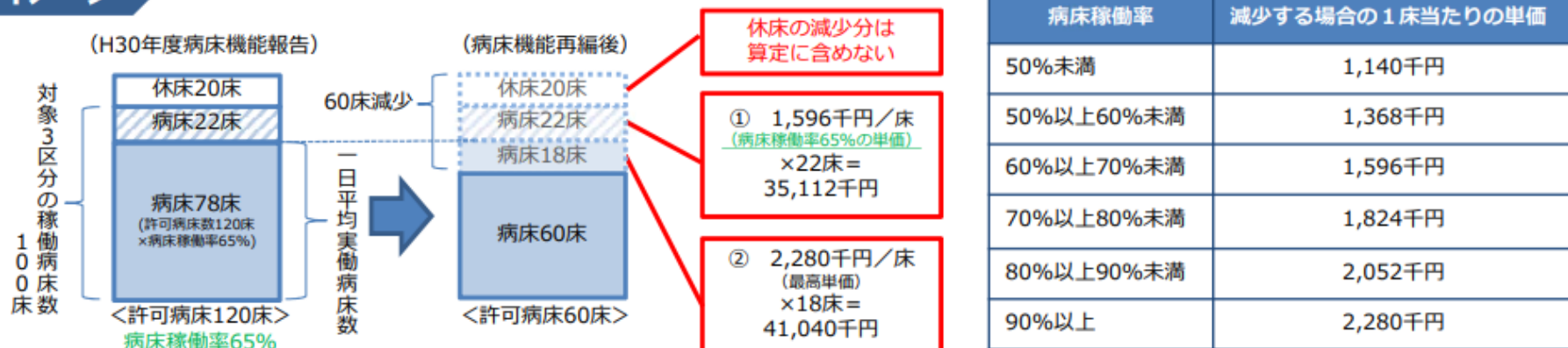
支給要件

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、以下の病床数を除く。
 - ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - ・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
 - ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

イメージ



➡ ① (35,112千円) + ② (41,040千円) = 76,152千円の支給

2. 統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」）の開設者。

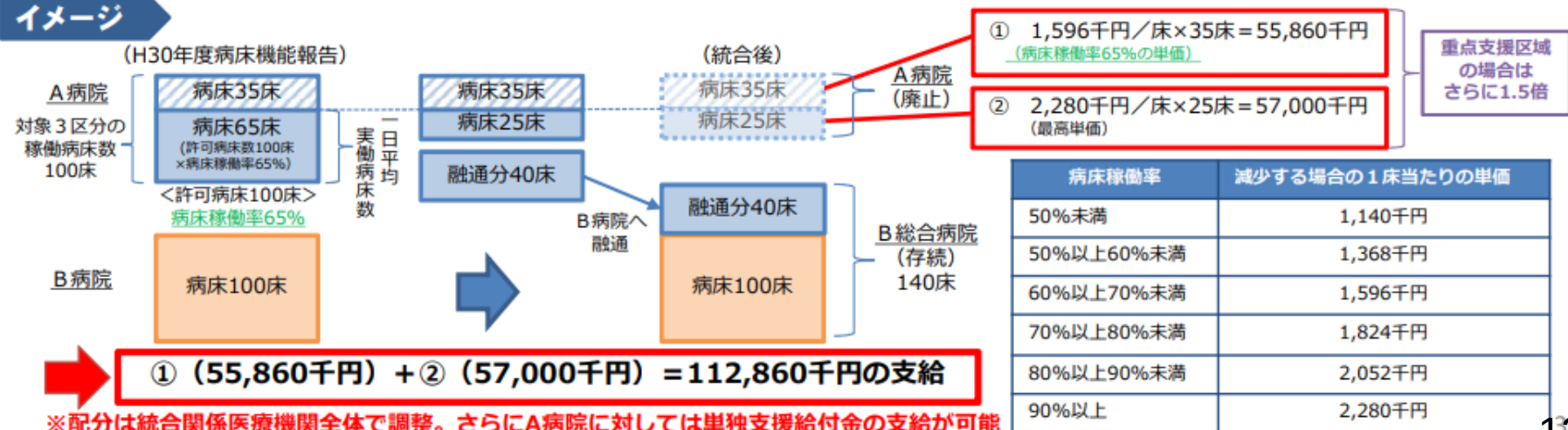
支給要件

- ① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ⑤ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少すること。

支給額の算定方法

- ① 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じた額の合計額を支給。

イメージ



3. 債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」）の開設者。

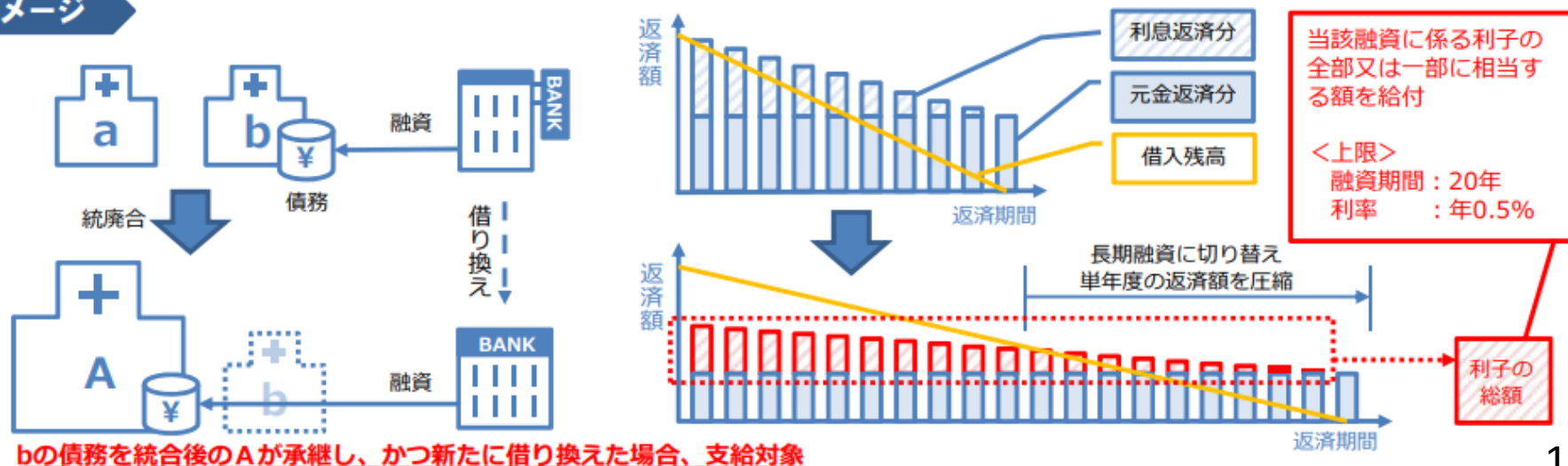
支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定方法

承継病院が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

イメージ

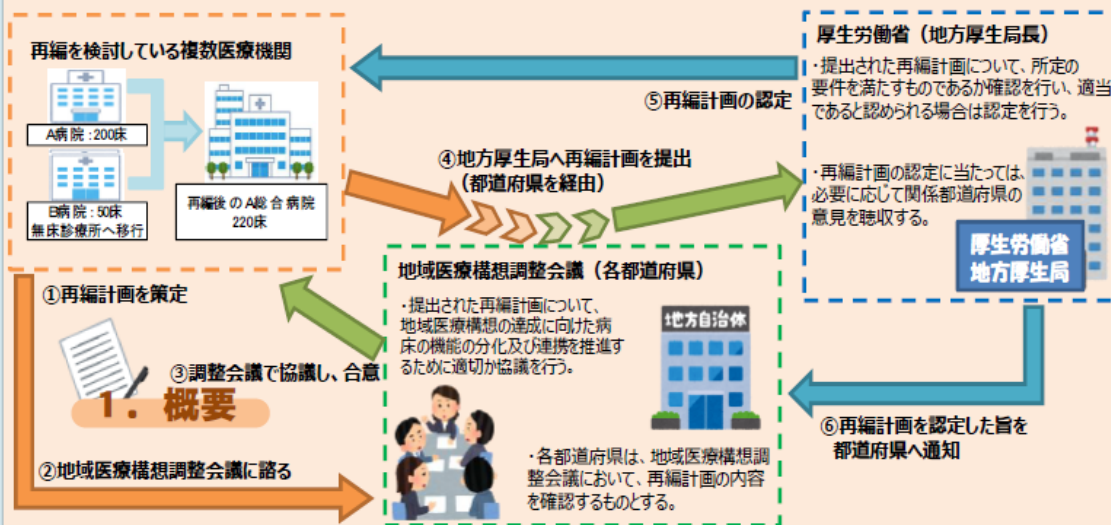


再編計画の認定に基づく地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置

1. 再編計画の認定について

医療介護総合確保法に基づく、地域医療構想調整会議の合意を得た複数医療機関の再編計画について、地方厚生（支）局長が認定する制度。

再編計画認定までのプロセス



<再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の内容（再編前後の病床数及び病床機能等）
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

<認定を受けた際に受けることができる措置>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置（登録免許税、不動産取得税）
- ・当該計画に基づく増改築資金、長期運転資金に関する金融優遇措置

2. 税制上の優遇措置について

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税、不動産取得税を軽減する特例措置を講ずる。

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和5年3月31日まで） ※ 令和8年3月31日まで延長
土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

課税標準について価格の2分の1を控除

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（所得税、法人）

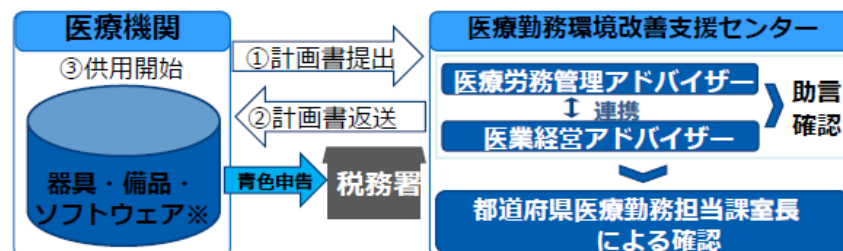
概要

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**



独立行政法人福祉医療機構による地域医療構想に係る優遇融資

増改築資金

区 分	地域医療構想を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院、有床診療所
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内(3年以内) 有床診療所 20年以内(1年以内)	同左	同左
融資限度額	所要額の95%	同左	所要額の70%
貸付利率	基準金利 (当初5年は基準金利▲0.5%~▲0.1%) (※1)	基準金利 (据置期間中無利子) (※2)	基準金利~基準金利+0.5%

(※1) 当初5年の優遇は地域医療介護総合確保基金対象事業で減床を伴う場合に限る。

(※2) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

長期運転資金

区 分	地域医療構想達成を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院：なし 有床診療所：新設に伴い必要な場合
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内) (※1)	同左	3年以内(6ヵ月以内)
融資限度額	病院 5億円 (※1) 有床診療所 3億円	同左	所要額の80%
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円) (※2)	同左	同左
貸付利率	基準金利+0.3%	基準金利	基準金利+0.8%

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合(必要な補助が交付される場合に限る)は、償還期間(据置期間)を15年以内(2年以内)、特に必要と認められる場合は20年以内(2年以内)とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資(併せ貸しを含む)の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

◆各支援策等のお問い合わせ先

- 病床機能分化・連携推進事業(P9)
- 病床機能再編支援事業(P10～13)
- 再編計画の認定に基づく地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置(P14)
- 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度(P15)
(但し、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度を除く)

⇒長崎県 医療政策課 医療企画班
電話:095-895-2462

- 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度(P15)
(①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度)

⇒長崎県医療勤務環境改善支援センター
電話:095-895-2425

- 地域医療構想に係る優遇融資(P16)

⇒独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店 医療審査課 融資相談係
電話:06-6252-0219